

仕 様 書			
物品番号			仕 様 書 番 号
プロパンガス（教場）	3-7		
	作 成		
	変 更		
	作成年部隊等名	需 品 学 校	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、松戸駐屯地53号、151号で使用するプロパンガスの使用について適用する

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z0000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部すものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z0000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 供給に関する要求

2.1 供給場所

千葉県松戸市五香六実17 陸上自衛隊駐屯地内

2.2 供給期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

2.3 供給予定数

供給予定は、次による。

- a) 供給予定数は541m<sup>3</sup>
- b) 使用実績については表1による。

表1－使用実績

年度	30年度	元年	2年度
年間使用量	339	559	541
月平均	30.2	46	45

注 単位：m<sup>3</sup>

注 2年度第4／四（1月～3月）は元年度4／四を実績として見積り。

2.4 設置場所一覧

ガスメーター設置場所一覧は、別紙第3による。

2.5 検診方法

検診方法は、次による。

- a) 毎月・月末を基準とする。
- b) 毎月・月末に検診し、各メーターの数字が確認できる検針表を提出するものとする。

- c) 検診表は、メーター機ごとに出し、前月からの起算がわかるものとする。

### 3 その他の指示

#### 3.1 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地の立入りに際しては、当該駐屯地所定の手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱、作業用通行路など当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入禁止する。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は関節に関わらず知り得た事項の管理に万期すとともに、別途利用その他へ公表は、防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契終了後も同様とする。

#### 3.2 その他

その他は、次による。

- a) 現在使用している供給機器（メーター・調整機・ボンベ等）は、現契約の相手方の設備である。
- b) 供給設備（メーター・調整機・ボンベ等）の維持管理は、契約の相手方の負担とする。
- c) 新契約者は、供給設備を現契約の相手方より残存簿価で買い受けるか又は、新規に設置するものとする。
- d) 供給設備の売買金額は、現契約の相手方の残存計算法とする。
- e) 供給切替作業は、官側、現契約の相手方及び新契約の相手方との立会いにより、4月1日に作業を実施するものとする。
- f) 新契約の相手方は、現契約の相手方から“圧縮アセチレンガス等貯蔵開始届書”を引き継ぐものとする。
- g) 検診表は、需品学校補給班へ提出するものとする。

#### 3.3 仕様書の関する疑義

仕様書の内容について疑義が生じた場合は、GLT-CG-Z0000001の8.3による。